

警会甲達第 5 号
平成 22 年 4 月 12 日
〔 改正 警会甲達第 6 号 〕
平成 24 年 4 月 17 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

福井県警察総合評価技術委員会設置要綱の制定について

みだしのことについては、福井県警察発注工事における総合評価落札方式の適正な運用を図るため、別添のとおり「福井県警察総合評価技術委員会設置要綱」を制定し、実施する。

別添

福井県警察総合評価技術委員会設置要綱

第1 目的

この要綱は、福井県警察発注工事における総合評価落札方式の実施に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、総合評価に関する事項の審査を行う福井県警察総合評価技術委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 事務

- 1 委員会は、総合評価落札方式における落札者決定基準について意見を述べるものとする。
- 2 委員会は、1のほか、落札者決定基準の審査時において、委員が必要と認めた場合には、落札者の決定について意見を述べるものとする。

第3 構成

- 1 委員会は、委員長及び委員2人をもって構成する。
- 2 委員会は、工事の内容により、より専門的な意見を聞く必要がある場合は、委員の過半数の同意を得て、委員を追加することができる。
- 3 委員長は、委員会の議事を進行する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けるときは、あらかじめ委員長の指定した委員がその職務を代理する。

第4 任期

委員の任期は1年とする。ただし、委員の再任は妨げない。

第5 守秘義務

委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

第6 会議

- 1 委員会は、2名以上の意見聴取で成立するものとし、可否同数の場合は、委員長又は委員長代理の決するところによる。
- 2 第2に定める事務の実施時期は、次のとおりとし、委員会は委員長が招集する。
 - (1) 技術提案を求める者の公募を行う前
 - (2) 入札後の総合評価による落札者の決定を行うとき

第7 意見聴取の方法

意見の聴取は、会合によることを基本とするが、個別の意見聴取、電子メールやファックス等を活用した書面による意見聴取も可とする。

第8 庶務

委員会の庶務は、本部の会計課において行う。

第9 その他

- 1 この要綱に定めがなく委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。
- 2 委員は、入札に参加している者（参加を予定している者を含む。）に対して、いかなる援助も行ってはならない。